

## 幼児食育教室参加者募集

生活習慣の基礎を作る1～2歳ごろの基本をおさえ、望ましい生活リズムや食事の摂り方を考える教室です。

● 日時と内容 (ところ/岸本保健福祉センター 栄養指導室)

第1回	3月2日(水) 10:00～12:30	<b>食事編：生活リズムと食事</b> 講話・調理実習「1～2歳児の食事」 ※保護者にも、1～2歳児用の食事を準備します。必要に応じて弁当を準備してください。
第2回	3月9日(水) 10:00～12:30	<b>おやつ編：おやつの意味と虫歯予防</b> 講話・調理実習「手づくりおやつ」 ※必要に応じて弁当を準備してください。

- 対象 / 3歳未満の子どもとその保護者(妊婦の方、祖父母のみの参加も歓迎)
- 持ち物 / エプロン、三角巾、筆記用具、お子さん用のスプーン・フォーク(持っていない方には、ティースプーンとフォークを準備します)など
- その他 / 教室は2回行いますが、どちらかだけの参加も可能です。  
・当日託児を行います。希望する方は、申込みの際にお知らせください。おもちゃは準備していますが、オムツ、水分補給用の飲み物などは持参してください。

● 申込み期限 / 2月23日(火)まで

[申込み・問い合わせ先](#) 健康対策課 TEL:0859-68-5536

## 鳥取県の最低賃金

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

鳥取県最低賃金	発効年月日	
<b>693円/時間</b>	平成27年10月4日	
特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	<b>753円(743円)</b>	平成27年12月19日(同年12月18日まで)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	<b>710円(700円)</b>	

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

※派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

[問い合わせ先](#) 鳥取労働局 労働基準部 賃金室  
TEL:0857-29-1705

## 妊娠を希望する方は ご相談ください

妊娠を希望する方のためのなんでも相談窓口を月に一度開設しています。相談に来られるのは夫婦一緒でも、お一人でも構いません。お気軽にお越しください。

- **と き** / 毎月第3水曜日  
13:00～16:00
- **と ころ** / 岸本保健福祉センター 団体事務室
- **内 容** / 妊娠を希望する方の疑問、悩みなどの相談受付  
・妊娠しないけどどうしたらいいの?  
・病院に行った方がいいのかな?  
・どんな検査、治療があるのかな など  
※個別相談で、プライバシーは守られます。
- **担 当 者** / ミオ・ファティリティ・クリニック  
法橋 明美(不妊症認定看護師)  
飯塚 敏子(不妊カウンセラー)

● **相 談 料** / 無料

[申込み・問い合わせ先](#)  
健康対策課 健康増進室  
TEL:0859-68-5536

## ～戦没者などのご遺族の皆様へ～ 戦没者などの遺族に対する 特別弔慰金(第10回特別弔慰金)について

戦後70年にあたり、戦没者などのご遺族の皆様に対し、国として改めて弔慰の意を表すため戦没者などのご遺族に特別弔慰金(第10回特別弔慰金)が支給されます。対象となる方は、請求手続きをしてください。

① **支給対象者** 平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

### 戦没者等の死亡当時のご遺族で…

1	平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2	戦没者等の子
3	戦没者等と生計関係を有していた①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
4	上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5	上記1から4以外の三親等内の親族(例:戦没者等の兄弟姉妹の配偶者、甥姪やおじ・おば等)の方で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

### <ご注意>

- 戦没者等の祭祀実情は、上の順位の決定に反映されません。
- 特別弔慰金の全ての支給対象者は、戦没者等の死亡時に生まれていたことが要件になります。(子は胎児状態でも可) また、平成27年4月1日現在で生存(同日中の死亡含む)していることが要件になります。
- この受給権は公権のため、先順位の方が、請求放棄の意思を示しても、後順位の方が請求することはできません。

### <参考:支給対象になる方の主な例>

- 以前に特別弔慰金を受給した遺族や継続請求者(同順位者間での変更、順位変更を含む)
- 公務扶助料・遺族年金等の受給者が死亡等で失権し、他に受給権者がなくなった遺族

② **請求期間** 平成27年4月1日から平成30年4月2日まで 【注】請求期間内に請求を行わないと、時効により権利が消滅します。

③ **受給の内容** 額面25万円 / 5年償還の記名国債

④ **その他** ・平成28年1月から、請求時に個人番号(マイナンバー)と保険証などによる本人確認が必要となりますので、ご準備ください。  
・詳細は福祉課または町ホームページでご確認ください。

[問い合わせ先・請求窓口](#) 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

## 平成28年度 就学援助制度について

経済的な理由で子どもの就学が困難な家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助しています。就学援助を希望する方は、在学中または就学予定の小中学校で期限までに申請をしてください。

- **対象家庭** ・生活保護が停止または廃止になった家庭  
・児童扶養手当を受けている家庭  
・上記のほか、経済的に就学困難な家庭
- **申請方法** 在学中または就学予定の小中学校で申請  
※世帯全員分の平成27年中の所得が分かる書類(源泉徴収票や確定申告書の控えの写しなど)が必要

● **申請期限** 2月12日(金)

[問い合わせ先](#) 教育委員会事務局 総務学事室 TEL:0859-62-0927